

個人情報 の 共同利用

当健保組合が実施している共同事業は次の通りです。個人情報の保護に関する法律第 27 条第 5 項第 3 号に基づく「個人データの第三者への提供にあたらぬ共同利用」に該当しますので、定めにより公表します。

1. 高額医療給付に関する交付金交付事業	
(1)共同事業の相手先	健康保険組合連合会(以下「健保連」という。)
(2)個人データ利用の趣旨	健康保険法附則第 2 条に基づく事業
(3)個人データ項目	交付申請にはレセプト(写)(患者氏名、診療内容、請求金額等)を添付
(4)データ取扱者の範囲	健保連：組合財政支援グループ データ処理業者：エバーサル・ビジネス・ソリューションズ株式会社 当組合：業務課担当者、業務課長
(5)取扱者の利用目的	交付申請の審査・決定並びに高額医療費の動向に関する記者発表のための基礎資料
(6)データ管理責任者	健保連：組合財政支援グループグループマネージャー 当組合：業務課長

2. 保健事業(保健指導)の推進及び事業所の健康診断事業	
(1)共同事業の相手先	当組合に加入する事業所(以下「事業所」という。)
(2)個人データ利用の趣旨	事業所及び当組合が共同で実施する労働安全衛生法及び同法の健診項目を越える検診結果に基づき、その情報を共同利用のうえ保健事業等に活用する。
(3)個人データ項目	適用情報、健康診断情報等
(4)データ取扱者の範囲	事業所：産業医、保健師、健診担当者 当組合：保健師、健康管理課担当者
(5)取扱者の利用目的	保健指導、健康相談、保健事業を推進のためのデータ分析
(6)データ管理責任者	事業所：健保担当部署課長 当組合：健康管理課長

3. 特定保健指導の共同実施	
(1)共同事業の相手先	小田急電鉄株式会社人事部、神奈川中央交通株式会社、株式会社保健支援センター、医療法人社団静岡市静岡医師会健診センター、株式会社ベネフィット・ワン、R I Z A P 株式会社(以下「保健指導事業者等」という。)
(2)個人データ利用の趣旨	高齢者の医療の確保に関する法律に基づく事業

(3)個人データ項目	適用情報、特定健康診査情報、特定保健指導情報
(4)データ取扱者の範囲	保健指導事業者等：保健指導担当者 当組合：保健師
(5)取扱者の利用目的	処理・事業の実施、結果の分析
(6)データ管理責任者	小田急電鉄株式会社人事部：安全衛生担当課長 神奈川中央交通株式会社：労務課長 株式会社保健支援センター：保健事業部課長 医療法人社団静岡市静岡医師会健診センター：院長 株式会社ベネフィット・ワン：総務部長 R I Z A P株式会社：法人事業統括部部長 当組合：健康管理課長